

## その他

### (1) 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長

#### 内 容

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の適用期限を2年延長する。

〔不動産の譲渡等に関する契約書〕

記載内容	本則課税	不動産譲渡契約書	工事請負契約書
1万円未満		非課税	
1万円以上10万円以下	200円	200円	200円
10万円超50万円以下	400円	400円	
50万円超100万円以下	1,000円	1,000円	
100万円超200万円以下	2,000円		400円
200万円超300万円以下			1,000円
300万円超500万円以下			2,000円
500万円超1,000万円以下	10,000円	10,000円	
1,000万円超5,000万円以下	20,000円	15,000円	
5,000万円超1億円以下	60,000円	45,000円	
1億円超5億円以下	100,000円	80,000円	
5億円超10億円以下	200,000円	180,000円	
10億円超50億円以下	400,000円	360,000円	
50億円超	600,000円	540,000円	
記載の金額のないもの			200円

### (2) 自動車取得税の免税点に係る特例措置の延長（自動車取得税）

#### 内 容

省資源化及び循環型社会形成の促進の観点から、中古自動車の流通の円滑化を図るため、自動車取得税の免税点に係る特例措置の適用期限を5年延長する。

自動車取得税：免税点50万円（本則上15万円）

### (3) 特殊法人等の独立行政法人化等に伴う税制上の移行措置等

都市基盤整備公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、運輸施設整備事業団、日本鉄道建設公団、国際観光振興会、帝都高速度交通営団、自動車事故対策センター、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、新東京国際空港公団の新法人移行に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。